

調查票

路上喫煙に関する市民アンケート調査

【調査へのご協力をお願い】

市民の皆様には日頃から市政発展のため、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

京都市では、「だれもが安心してくらせるまち」の実現に向け、市民の皆様とのパートナーシップの下、各種の生活安全施策を積極的に進めています。

さて、路上喫煙（屋外の公共の場所での喫煙）は、小児等へ火傷の被害をもたらすなど、様々な問題が指摘されているところです。

このアンケート調査は、路上喫煙に関する今後の取組の参考にさせていただくために実施するもので、市内にお住まいの20歳以上の方の中から、無作為に3,000人を選び、調査票を郵送させていただきました。

なお、この調査票は無記名方式で、ご回答いただきました内容はすべて統計的に処理しますので、個人が特定されることは一切ありません。また、ご回答の内容をこの調査以外で使用することはございません。

どうぞ、あなたの率直なお考えをお聴かせください。

ご記入に当たってのお願い

- 1 お答えは、必ずあて名のご本人がご記入ください。
- 2 お答えは、あてはまる項目の番号を 印で囲んでください。質問によって印の数が異なりますので、質問にしたがってお答えください。
- 3 「その他」に 印を付けられた場合は、()内にお答えを具体的に記入してください。
- 4 ご記入後、調査票は、同封の返信用封筒（切手は不要です）に入れ、12月26日（火）までにご投函ください。
- 5 調査票、返信用封筒には、住所、氏名を記入していただく必要はありません。
- 6 調査についてご質問などありましたら、下記までお問い合わせください。

【調査に関する問い合わせ先】

京都市文化市民局地域づくり推進課 アンケート調査担当

電話 075 - 222 - 3049

FAX 075 - 222 - 3042

路上喫煙*についておたずねします。

*このアンケートでは屋外の公共の場所での喫煙を「路上喫煙」と呼ぶこととします。

屋外の公共の場所とは、道路、公園のほか、市有地・民有地を問わず、現実 generally に開放され、不特定多数の人が自由に出入りし、利用できる屋外の場所のことをいいます。
これら場所の中で、最も典型的な場所が道路であることから、このアンケートでは、屋外の公共の場所での喫煙を「路上喫煙」と呼んでいます。

問1 道路や公園など、屋外の公共の場所での喫煙（路上喫煙）により、被害を受けた（受けそうになった）ことや不快な思いをしたことはありますか。（はいいくつでも）

*ご家族の方が被害を受けた（受けそうになった）ことや不快な思いをしたことがある場合もお答えください。

- 1 火傷を負わされた（負わされそうになった）
- 2 衣服やかばんなどを焦がされた（焦がされそうになった）
- 3 煙草の火の不始末による火災（ぼや）があった
- 4 煙やにおいで不快な思いをした
- 5 吸い殻の散乱が見苦しい
- 6 特に被害を受けた（受けそうになった）ことや不快な思いをしたことはない
- 7 その他（ ）

問2 路上喫煙の現状についてどのように思われますか。（はいずれかに）

- | | | | |
|---------|---------|----------|---------|
| 1 迷惑である | 問2 - 1へ | 2 特に問題ない | 問2 - 2へ |
|---------|---------|----------|---------|

【問2で「1 迷惑である」と回答された方におたずねします。】

問2 - 1 喫煙者に対してどのように思われますか。（は1つのみ）

- 1 路上喫煙は一切しないでほしい
- 2 せめて歩行者が多い道路ではやめてほしい
- 3 その他（ ）

【問2で「2 特に問題はない」と回答された方におたずねします。】

問2 - 2 喫煙者に対してどのように思われますか。（は1つのみ）

- 1 喫煙者の自由であり、現状でかまわない。
- 2 一部マナーの悪い喫煙者がいるが、おおむねマナーはよい。
- 3 その他（ ）

路上喫煙防止条例についておたずねします。

路上喫煙を防止する条例は、平成14年に東京都千代田区で制定されたのをはじめ、政令指定都市でも、多くの自治体と同様の条例を制定し、路上喫煙を規制しています。

これらの条例の多くは、市内全域を路上喫煙しないように努める努力義務地域としたうえで、市内の一定地域に「路上喫煙禁止区域」を設け、禁止区域内での違反者に対して、1～2千円の過料*を徴収する規定を設けています。

*過料とは、行政上の秩序を害する行為に対して、裁判所などの力を借りずに、地方公共団体が、自らの権限で科すことができる行政処分です。刑法上の犯罪に科す刑罰とは異なるため、前科にはなりません。

問3 京都市において条例を制定することについてどのように思われますか。(はいずれかに)

- | | |
|---------------|------------------|
| 1 条例を制定すべきである | 問3 - 1 , 3 - 2 へ |
| 2 条例の制定は必要ない | 問3 - 3 へ |

【問3で「1 条例を制定すべきである」と回答された方におたずねします。】

問3 - 1 条例を制定すべき理由をお聴かせください。(はいくつでも)

- | |
|--|
| 1 小児や女性の火傷の事故を未然に防止するとともに、生活安全に対する市民意識の向上を図ることができる |
| 2 喫煙者個々人のマナー意識の向上に期待するだけでは限界がある |
| 3 喫煙を禁止する区域を設けるなど、条例で規制することで、より徹底した取組が行える |
| 4 その他 () |

問3 - 2 条例の違反者に罰則を科すことについてどのように思われますか。(は1つのみ)

- | |
|-------------------------------|
| 1 過料徴収の罰則規定を設け、過料を徴収していくべきである |
| 2 罰則は必要ない |
| 3 その他 () |

【問3で「2 条例の制定は必要ない」と回答された方におたずねします。】

問3 - 3 条例の制定が必要でない理由をお聴かせください。(はいくつでも)

- | |
|--|
| 1 条例の制定よりも、喫煙者のマナー向上を目指す啓発活動等の強化が重要である |
| 2 路上喫煙対策に新たな経費をかけるべきではない |
| 3 条例で個人の行動を規制すべきではない |
| 4 その他 () |

【全員の方におたずねします。】

問4 条例に対するご意見やご要望，その他路上喫煙の防止や喫煙マナーの向上を図るための有効な取組などについて，ご意見やお考え等ありましたら，ご自由にお書きください。

最後にあなたご自身についておたずねします。該当するものを選んでください。

問5 あなたは喫煙されますか。

1 喫煙している

2 喫煙していない

問6 あなたの性別は。

1 男性

2 女性

問7 あなたの年齢はおいくつですか。

1 20歳代

4 50歳代

2 30歳代

5 60歳代

3 40歳代

6 70歳以上

以上でアンケートはおわりです。お忙しいところ調査にご協力いただきましてありがとうございました。

ご記入いただいた調査票は，同封の返信用封筒に入れ，切手を貼らずに12月26日(火)までに郵便ポストに投函してください。